

経営理念

- 児童生徒は、一人一人かけがえのない存在である。
- 児童生徒の学校生活の一日、一時間、今この瞬間は一度きりである。
学校の全ての生活をとおして、児童生徒一人一人がかけがえのない一人の人間として大切にされ、存在感と成熟感を味わい、心豊かな人間性を培う事が大切である。

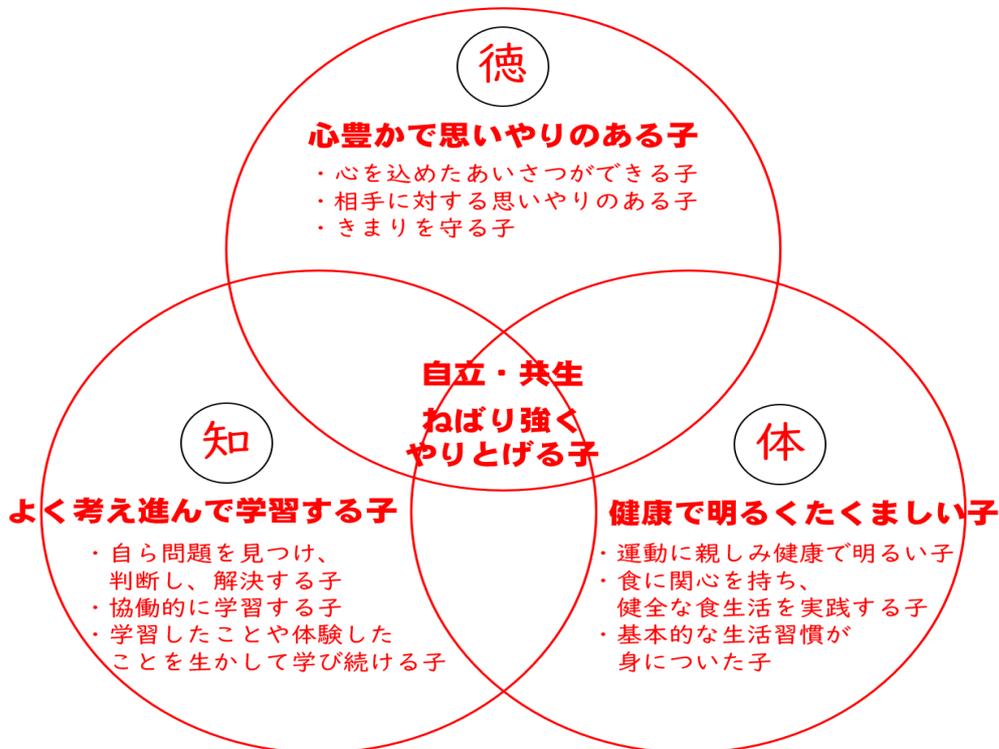
本校では、日本国憲法・教育基本法の精神を基調として、学習指導要領に基づき、沖縄県並びに竹富町行政基本方針に則り、地域の実情、児童生徒の実態、保護者の願いを考慮しつつ、児童生徒一人一人に「生きる力」の基盤となる新しい時代をつくるために必要とされる資質・能力の育成を目指し、本教育目標等を設定する。

1 学校教育目標

自ら進んで学習し 心豊かでたくましく ねばり強い 小浜っ子

学校スローガン

笑顔 あいさつ 思いやり 共に学び合う 楽しい学校



【自立】について

社会の変化に主体的に対応し、自ら学び、自ら考える資質・能力を持った子どもの育成をめざす。

【共生】について

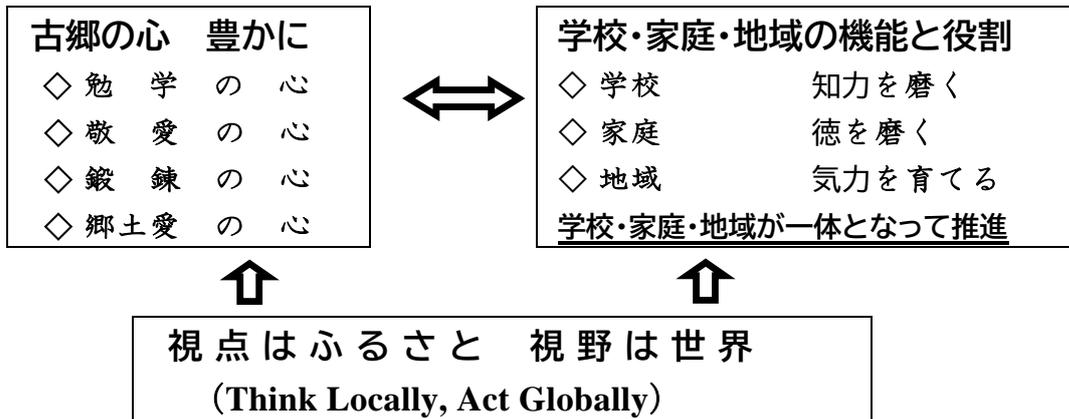
相手の立場を尊重し、協調性に富み、心やさしく、心身共にたくましい子どもの育成をめざす。

(1) 具体目標

- 姿勢を正し しっかり話を聞き よく考えて進んで学習する子 (知)
- 心豊かで思いやりを持ち 仲間と協働できる子 (徳)
- 運動に親しみ 健康で明るくたくましい子 (体)
- 目標を持って ねばり強くやりとげる子 (自立・共生)

(2) 本校の指針

※古郷（「ふるさと」と読む）



2 教育像

(1) めざす児童・生徒像

- 姿勢を正し しっかり話を聞き よく考えて進んで学習する子
- 心豊かで思いやりを持ち 仲間と協働できる子
- 運動に親しみ 健康で明るくたくましい子
- 目標を持って ねばり強くやりとげる子

(2) めざす学校像

- 児童生徒にとって学校が楽しく、意欲を持って学ぶ喜びを感じる学校
- 一人一人を大切に、思いやりと笑顔あふれる学校
- 明るくあいさつがとびかい、活気のある学校
- 家庭や地域との連携を図り、地域に開かれた信頼される学校

(3) めざす教師像

- 児童・生徒理解に努め、子どもの良さを引き出す教師
- 保護者、地域から信頼される教師
- 意欲と使命感を持ち、自己研鑽に努め、専門的な指導ができる教師
- 協調性豊かで、学校、地域を愛する教師

(4) めざす家庭・地域像

- 基本的な生活習慣を身に付けさせる家庭
- 自立心を育成し、心身調和のとれた発達を図るように努める家庭
- 学校・地域社会と協調して、子どもの教育にあたる家庭
- 学校と共に歩み、相互に協力できる地域

3 学校経営方針

(1) 基本方針

- ① 全職員が**学校課題の取組事項**を把握し、**共通理解と共通実践**のもと、学校教育目標の具現化に向け**参画意識**を持って取り組む。
- ② 本校の教育は、教育関係法令、県教育委員会及び本町の教育主要施策等をふまえ、**人権尊重**の精神に基づき、**子ども一人一人の生命を守り、楽しく学校生活を送れる安全・安心な教育環境を整え、心豊かでたくましく、ねばり強く生きる児童生徒の育成**をめざす。
- ③ 家庭・地域社会及び関係機関と連携を図りながら小規模併置校の特色を生かし、義務教育9カ年の教育を見通し、**自立と共生**の精神を身につけ、**社会の変化に主体的に対応し、自ら学び、自ら考える資質・能力の育成と相手の立場を尊重し、協調性に富み、心やさしく、心身共にたくましい子どもの育成**をめざす。

(2) 具体方針

- ① 子ども一人一人の**安全・安心を最優先**した教育活動に取り組む。
- ② 生命尊重、健康安全、規則正しい生活、あいさつ等の**基本的生活習慣の形成**に努める。
- ③ 子ども一人一人のよさを伸ばすと共に、自己の良さに気付かせ、**自己肯定感を高める**学級経営に努める。
- ④ 基礎的・基本的事項を踏まえた指導内容の重点化を図り、子ども一人一人の**確かな学力の育成**に努める。
- ⑤ 道徳科の指導の充実及び教育活動全体を通して、生命及び人権を尊重する**豊かな心の育成**に努める。
- ⑥ 学級活動（話し合い活動）の充実やキャリア・パスポートの活用等を通して、一人一人の**キャリア形成と自己実現**を図る取り組みの充実に努める。
- ⑦ 児童生徒が中心となった**自治的活動の推進**に努める。
- ⑧ 運動に親しませ、体育学習及び運動遊びを通して、子ども一人一人の**体力向上**に努める。
- ⑨ 郷土の自然・歴史・文化等の教育資源を生かした**海洋教育の充実**に努める。
- ⑩ **個別最適な学びの実現**に向けて、クロームブックを活用した授業実践及び家庭教育の充実に努める。
- ⑪ **困り感を抱えている児童生徒や支援を要する児童生徒の特性を理解し、職員間の共通理解及び連携・協力を図り、特別支援教育の充実**に努める。
- ⑫ 教育活動に**マネジメントサイクル(RPDCA)**を確立させ、**ショートスパンで課題解決**を図る教育実践を展開する。
- ⑬ 学校業務改善や超時間勤務の解消等、「**学校における働き方改革**」に職員と共通理解を図り、その改善に取り組む。
- ⑭ **校内研修等の充実**を図り、指導力、実践力の向上など、教師の資質向上に努める。
- ⑮ 「**かふぬ7**」「**旅立ちマップ**」「**スタートカリキュラム**」「**小浜メソッド**」の**共通理解**を図り、**その実践**に努める。 ※小中連携:『**自立した学習者の育成**』にむけた小中取り組みの実践。
- ⑯ 9カ年の教育を見通し、**旅立ちマップの共通実践**を通して「**自立・共生**」を育む。
- ⑰ 家庭と連携した**食育指導**を通して、その充実に努める。
- ⑱ 子どもの実態、地域の思い等を踏まえ、**地域に開かれた信頼される学校**に努める。
- ⑲ **校種間(保小中)の連携**を図るとともに、**家庭や地域と連携・協力**を図り、教育活動の質の向上を図る。
- ⑳ **職員の主体性・同僚性・協調性**を高め、**全職員が一丸となって教育活動を展開し、職員室に笑顔あふれる職場づくり**に努める。

4 インクルーシブ教育・特別支援教育経営方針

(1) 特別支援学級設置の目的

- ① 通常学級における教育では、十分な教育効果を期待することが困難な児童生徒のために、特別支援学級を設置し、適切な教育環境を整え、その能力や適正に応じて積極的に社会参加できる児童生徒の育成に努める。
- ② 保護者の希望により、特別支援学級対象児童生徒が通常学級での教育を希望する場合、通常学級で適切な環境を整え、その能力や適性に応じて社会的関係を構築できる児童生徒の育成に努める。
- ③ 沖縄県特別支援学級設置要綱に基づいて設置する。

(2) 本校の学校経営方針と特別支援教育

- ① 学校経営方針は、特別支援教育及びインクルーシブ教育を包括して経営する。
- ② 全職員が特別に支援を要する児童生徒について正しく理解し、特別支援教育の充実が図られるようにする。
- ③ 広い視野にたって特別支援教育を考え、通常学級における特別支援教育の在り方等について、学校全体で考え取り組んでいく体制づくりを構築する。
- ④ 保護者との連携を密にし、児童生徒の社会参加、自立への基礎づくりに努める。

(3) 特別支援教育の重点目標

- ① 児童生徒の能力・特性等の理解に努め、可能な限り一人一人の能力を伸ばす。
- ② 児童生徒の興味・関心、発達段階を考慮した学習指導内容、指導方法等を工夫改善する。
- ③ 基本的な生活習慣、基礎学力等、将来における社会生活が実現できるように必要な知識技能・態度が身につくようにする。
- ④ 交流学級との交流を可能な限り実施し、交流学級児童生徒に特別に支援を要する児童生徒への理解と協力が得られるよう努める。
- ⑤ 一貫した教育が行われるよう家庭との連携を図る。

(4) 特別支援学級設置方針

① 学級担任について

特別支援学校教諭免許状を持っている者を充てることが望ましいが、現状に応じて、特別支援教育について理解又は経験等を考慮して適任者を充てるものとする。

② 特別支援学級設置にあたって

町教育支援委員会によって判定された児童生徒の入級により編成することを原則として、最終的には保護者及び本人の承諾を得て設置する。ただし、対象児童生徒にとって特別支援学級へ入級させる必要性をあらゆる教育的視点から保護者へ説明し、「この子のより幸せ」となるように努める。

③ 年間指導計画の作成にあたって

この計画は、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び特別支援学校指導要領（知的障害及び情緒障害教育編）に準拠して作成する。

ア 児童生徒の障害の状況や発達段階を考慮した指導計画の作成

イ 一人一人の可能性を伸ばす学習指導計画の作成

ウ 社会的自立のための体験学習を多く取り入れた学習指導計画の作成

エ 指導形態、指導方法の工夫・改善に基づき作成

(5) 特別支援学級経営上の配慮

- ① 常に特別支援教育コーディネーターとの連携を図り、一人一人の児童生徒の良さを発揮させ、集団行動ができるよう配慮する。
- ② 個々の児童生徒の心身の障害の程度や発達段階、また学校の実態に即して適切な指導ができるように配慮する。
- ③ 全職員はもとより、全児童生徒や他の保護者に対しても特別に支援を要する児童生徒に対する理解を深めるよう配慮する。
- ④ 地域の行事にも参加できるよう配慮するとともに、主催者側に理解と協力を求めるように努める。
- ⑤ **将来、自立できるような子どもの育成に努める。**
- ⑥ **特別に編成された学級であるが、他の学級と同じく、学校全体で配慮する。**

(6) 教育課程編成の方針

- ① 通常の教育課程を編成することは困難であるから、**特別の教育課程**を編成する。
- ② 特別支援学級担任は、特別支援学級で課す授業時数の60%以上を担当する。
- ③ 一人一人の心身の障害の状態や特性等に応じて**具体的な目標を設定**し、適切な指導事項を選定するなど、効果的な年間指導計画を作成する。
- ④ 通常学級児童生徒と活動を共にする機会を多く設け、経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育むような交流計画を作成する。
- ⑤ 日常生活への**自立に向けて活動**できるように学習内容を編成する。
- ⑥ 子どもの現在の実態（能力・特性等）を知り、一人一人にあった指導形態・指導方法を考慮する。
- ⑦ 各教科の内容は、知的障害なしの場合は、基本的に当該学年の目標や内容を取り扱うものとし、知的障害ありの場合は、下学年や知的障害特別支援学校の目標及び内容に替えることができる。
- ⑧ 児童生徒の実態に応じて、**自立活動の指導**を必ず取り入れる。

(7) 交流学級について

特別支援学級一学級あたりの在籍数が少なく、特別支援学級内だけでは十分な集団活動を展開することが困難な場合、特別支援学級の児童生徒の**成長発達に必要な集団の場を意図的に設定する工夫に努める。**

交流学級担任が特別支援学級の児童生徒に関わる機会を持つように心がけると共に、特別支援学級担任も通常学級の児童生徒に関わる機会を多く持つように心がける。

上記を踏まえ特別支援教育の充実を下記のように行う

- ・特別支援教育コーディネーターを中心とした情報の共有化を図る。
- ・対象児童生徒の「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成・活用し、子ども支援特別支援部会で支援児童生徒への組織的・具体的な取組を推進する。
- ・教育支援員の運用については、管理職や特別支援教育コーディネーターによる効果的な活用を行う。

5 本年度の重点目標

- (1) 確かな学力の育成（「自立した学習者」の育成に向けた取組の充実）
- (2) キャリア教育の充実（「か」「ふ」「や」「み」を意識した活動の充実）
- (3) 自己肯定感の高揚（「安心」「所属」「承認」「自立」を意識した指導の充実）

6 学校経営の体系

(1) 指導に関すること

教育目標	重点目標	具体的方針
よく考え進んで学習する子	基礎学力の定着 〔知識・技能〕	① 読み・書き・計算力の確実な定着 ② 授業と連動した家庭学習の充実
	思考力・判断力・ 表現力の育成	③ 話をよく聞き、自分で考え判断する力の育成 ④ 筋道を立てて考え、話す力の育成
	問題解決能力の育成 〔学びに向かう力〕	⑤ 主体的に学習する力の育成 ⑥ 自ら問題を見つけ、解決への見通しを持つ力の育成
心豊かで思いやりのある子	親切、思いやり(小) 思いやり、感謝(中) 礼儀(小・中)	① 仲良く助け合い、思いやりのある子の育成 ② 人権尊重・感謝の気持ちを高める指導の充実 ③ 心を込めたあいさつや返事ができる子の育成
	規則の尊重(小) 公德心(中) よりよい学校生活、集団生活の充実(小中)	④ きまりやルールを守る子の育成 ⑤ よりよい集団や社会をつくる思いの実現
	生命の尊さ(小・中)	⑥ 生きることのすばらしさを感じる子の育成 ⑦ 人間としての尊厳や誇りを持つ子の育成
健康で明るく たくましい子	体力向上	① 運動に親しみ、体力の向上に努める子の育成 ② ねばり強く最後までやり抜く子の育成
	食育	③ 基本的な生活習慣の確立 ④ 栄養バランスを考えた食生活の充実
	健康教育	⑤ 規則正しい生活習慣(早寝・早起き)の確立 ⑥ 危険を認識し、安全に行動する子の育成

(2) 経営に関すること

開かれた学校	① 家庭と地域・社会に開かれた学校づくりに努める ② 教室を公開し、授業参観・教育相談等を充実させる
信頼される学校	③ 学校経営方針等を保護者・地域に公開する ④ 保護者面談等で学習や生活状況を説明する
夢が広がる学校	⑤ 島立ちに向けて、9カ年の教育を見通し、自立と共生の精神を身につける ⑥ 夢実現に向けたキャリア教育を推進する

7 RPDCA マネジメントサイクル

(1) 本校の課題(Research)

- ① **基礎学力の定着** → 下位の子ども（学習内容の5割未達成）の基礎学力の定着
- ② **表現力の向上** → 根拠をもとに筋道を立てて考え、自分の意見を伝える力の育成
- ③ **開かれた学校** → 家庭・地域との課題共有と連携強化
- ④ **信頼される学校** → 学校経営・学級経営のアカウンタビリティ（説明責任）

(2) RPDCA マネジメントサイクルで課題解決に努める

RPDCA マネジメントサイクル	検 討
<p>Research(課題把握)</p> <p>(1) 児童生徒の実態・現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 基礎学力の定着（学力調査等：全国・県・町） ② 表現力の向上（授業改善・児童会・生徒会活動） ③ 学習環境の把握（家庭環境・生活習慣） <p>(2) 学校評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学校評議員会・地域懇談会 ② 学校評価アンケート（児童生徒・保護者・職員） ③ 学校経営方針→学級経営案→自己申告書 	<p>調査データの分析 重点事項の検討 環境の把握</p> <p>学校評価の検討 様式の検討 自己目標の検討</p>
<p>Plan(構想)</p> <p>(1) 学校経営のイメージ→学校経営方針の理解</p> <p>(2) 学級経営案の作成→学校経営の具体的実践</p> <p>(3) 校内研修計画の作成→授業改善</p> <p>(4) 教職員評価システム→学年・学級経営構想</p>	<p>学級経営マネジメント 学校経営とリンクした様式 全体構想図の共有 学校教育目標の具現化</p>
<p>Do(実践)</p> <p>(1) 日々の授業の充実・授業改善</p> <p>(2) 授業力の向上・学習規律・凡事徹底</p> <p>(3) 心の教育（道徳を要に教育活動全体で実施）</p> <p>(4) 保・小・中の連携</p>	<p>教科計画の徹底 学習規律の徹底 豊かな心の徹底 スムーズな連携</p>
<p>Check(評価)</p> <p>(1) 学校経営の評価</p> <p>(2) 学級経営の評価</p> <p>(3) 児童生徒の実態把握・分析</p> <p>(4) 自己評価シート・生徒指導の4つのポイントチェックリストの活用</p>	<p>学校評価の活用 学期毎の評価 学年の数値データ 自己申告書での結果説明</p>
<p>Action(改善)</p> <p>(1) 学校経営方針の見直し</p> <p>(2) 学級経営案の見直し</p> <p>(3) 学校評議員の活用・保護者への説明・協力願い</p> <p>(4) 教職員評価システムの活用・課題の見取り</p>	<p>教育計画の見直し 児童生徒理解の把握 説明責任 課題の再確認</p>

8 具体的な取組

(1) 学習指導の工夫・改善・充実

一 「自立した学習者」の育成に向けた指導体制や指導方法の確立一

「『問い』が生まれる授業サポートガイド」等を活用して「主体的・対話的で深い学び」を実現し、児童生徒の学びに対する主体性を高め、「自立した学習者」としての育成を図る。

① 基礎的・基本的事項を確実に身につけさせ、「基礎学力」の定着を図る

- ア 基礎的な知識・技能の育成については、各学年の指導事項に即して確実に身につけさせる。
- イ 「分かる授業」「参加する授業」「楽しい授業」の充実に努める。
- ウ 個に応じた学習指導法の改善・充実に努める。
- エ 諸調査から児童生徒の課題を明確にし、授業の工夫・改善に努める。（校内研修、小中部会の充実）

② 思考力・判断力・表現力等の育成

- ア 各教科の学習で習得した知識・技能を活用する学習活動の充実に努める。
- イ 「主体的・対話的で深い学び」の授業実践を目指し、他者との関わりから課題の解決に向かい、「問い」が生まれる授業の充実に努める（小浜メソッドの意識化）。
- ウ 「めあて」に正対した「まとめ」と「振り返り」を確実に行う。
- エ 原則として1時間「完結型」の授業をめざし、学習効果を高めるタイムマネジメントに努める。
- オ ICT機器を効果的に活用し、分かる授業の構築に努める。
- カ 教師の言葉遣い、教師と児童生徒同士の話し言葉等が適切に行われるよう言語環境(学習用語の活用等)の整備に努める。
- キ 体験活動等を取り入れた人間関係づくりの力の育成を図る。

③ 学習を支える力の育成

- ア 読書活動の習慣を図る。
 - 読書活動の充実に努める。
 - 読み聞かせを取り入れた教育を推進する。
- イ 「立腰教育」を実践し、「やる気」「集中力」「持続力」を育む。
- ウ 学習規律を徹底するとともに、机やロッカー、掲示物等の教室環境を整える。
- エ 学校生活や家庭生活を通して、規範意識やマナーの向上に努める。
- オ 家庭と連携し、生活リズムの確立を図るとともに 家庭での学習時間の確保に努める。
- カ 授業と連動させた「課題」を与えるなど、効果的な家庭学習の質の向上と習慣化を図る。
- キ 家庭学習ノートにおける相互のコメント等で、教師・児童生徒のつながりを密にする。
- ク 児童生徒一人一人に身につけさせる内容を確実に定着させ、「学年のたすき」を確実に行う。
- ケ 部活動時間の適正化を図り、学習意欲の向上や責任感・連帯感の育成に努める。
- サ 『小浜っ子夢ノート』の取り組みを通して生活リズムの確立に努める。

④ 小中併置校の利点を活かし、小中連携の充実

- ア 学年間、校種間（小学校、中学校）を超えた系統的な指導の確立
- イ 中学校教諭による小学校の乗り入れ授業の充実

(2) 道徳教育の充実

―自他の生命を尊重する心を基盤に「豊かな心」を育む―

① 道徳教育の指導体制と全体計画作成を通じた道徳教育の実践

学校や地域の実態に応じた有効で具体性のある全体計画、年間指導計画（別葉を含む）を全教師が積極的に関わりながら協力して展開する。

② 指導内容の重点化

学校としての重点目標を明確にし、発達の段階に応じた指導内容の重点化を図り、全教師が道徳教育の方向性を共有し、一層効果的な指導に努める。

③ 豊かな自然体験活動の充実といじめ防止の徹底

学校や学級内の人間関係を整えるとともに、集団宿泊活動、職場体験活動やボランティア、自然体験活動、地域行事への参加などの豊かな体験活動の充実に努めるとともに、自他の人権を尊重する態度を養う。

④ 家庭や地域社会との緊密な連携

地域と学校・家庭とを結ぶあいさつや声かけ等、地域ぐるみの「凡事徹底」を推進する。

(3) 健やかな心と体を育む教育の充実

―心と体を一体として捉えた、健康の保持増進と体力の向上―

健康に関する指導：生涯を通じて自らの健康をコントロールし、保持増進していく資質・能力を育成するため、教育活動全体を通じて行う。

体育・スポーツ活動に関する指導：心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成する。

① 学校・家庭・地域社会と連携した学校保健の充実

ア 児童生徒の健康課題を解決するために、保健主事を中核として、学校三師、保護者及び専門機関と十分な連携のもと、学校保健委員会を開催し、組織的・計画的に取り組む。

イ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育やがん教育及び性に関する指導においては、児童生徒の発達段階や学校・地域社会の実態を考慮し、学校教育活動全体を通じた指導の工夫・改善を図る。

ウ 心身の健康について関心を持ち、課題解決できる児童生徒を育成するために、保健室の機能及び保健室経営を充実させるとともに、学校教育活動全体を通じた健康教育の工夫・改善を図る。

エ 児童生徒の保健教育・保健管理の充実のために、養護教諭においては、校内の連携、関係機関との連携を図るコーディネーター的役割に努める。

オ 児童生徒の心身の健康の保持増進を図るため、学校保健計画や校務分掌により役割を明確にし「学校環境衛生基準」に基づき、組織的・計画的に取り組む。

② 体育・スポーツ活動の指導の充実

ア 小学校6カ年、中学校3カ年及び小中9カ年を見通した年間指導計画の作成及び指導と評価の一体化を推進し、妥当性と信頼性を確保する評価計画（評価規準）を作成する。

イ 部活動は、休養日や練習時間を適切に設定するなど、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮する。

(4) 特別活動の充実

－多様な他者と協働し、課題の解決を通し、自己実現を目指す力の育成－

① 特別活動で育成を目指す資質・能力と3つの視点

- ア 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や、活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- イ 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- ウ 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。
- エ 「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」の3つの視点を、学習過程においても意識させながら取り組む。

② 特別活動の各内容の指導の充実

ア 学級活動

学級や学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意志決定して実践することに、自主的、実践的に取り組むことを通して、資質・能力を育成することを目指す。

イ 児童会・生徒会活動

異年齢の児童生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、資質・能力を育成することを目指す。

ウ 学校行事

全校又は学年の児童生徒で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、資質・能力を育成することを目指す。

エ クラブ活動〔小学校〕

異年齢の児童同士で協力し、共通の興味・感心を追求する集団活動で計画を立てて、自主的・実践的に取り組み、個性の伸長を図りながら、資質・能力の育成を目指す。

(5) キャリア教育の充実

－社会的・職業的自立に向けた資質・能力を育む取組の推進－

① キャリア教育で身につけさせたい力

- ア 児童生徒のキャリア発達を促すために、**本県のキャリア教育の「目指す児童生徒」の育成に向けて身につけさせたい力「かかわる力」「ふり返る力」「やりぬく力」「みとおす力」の視点を意識した授業、教育活動を展開する。**

② 教育活動全体を通じたキャリア教育の取組の充実

- ア 児童生徒のキャリア発達を促すために、**身につけさせたい4つの力「か」「ふ」「や」「み」の視点を意識した授業、教育活動を展開する。**
- イ 「夢・なりたい自分」や目的意識をもって取り組むことのできる児童生徒の育成に向けて、「**キャリア・パスポート**」を効果的に活用し、**小中高の学びをつなぐ。**
- ウ 目標に対して継続して努力する態度、**自立して学習することのできる力の育成に向けて、「自己管理能力」「自己調整学習」等の力の育成を意識したキャリア教育**を推進する。
- エ 職場における体験活動を進めるうえで、**小中学校の発達の段階を踏まえ、体験活動の目的や目標を明確化し、「か」「ふ」「や」「み」を意識した活動を行う。**

(6) 総合的な学習の時間の充実

ーよりよく課題を解決し、自己の生き方を考えるための資質能力の育成ー

- ① **RPDCA**を重視した全体年間指導計画を作成し、適正な評価を行い、「総合的な学習の時間」のねらいの達成を図る。
- ② 探究的な学習の過程を総合的な学習の時間の本質を、中心に据える。
 - ア 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ、表現できるような力を育てる。
 - イ 探究的な学習に主体的・協働的に取り組む中で、互いの資質・能力を認め合い、相互に生かし合う関係作りができるようにする。
- ③ 学年相互の関連や指導の内容を明確にし、系統的な学習活動ができるよう全職員の共通理解を図る。
- ④ 「総合的な学習の時間」、海洋教育の趣旨やねらいと各教科の関連を図った指導計画のもとに、工夫・改善を行い、指導の充実に努める。
- ④ 学習人材を積極的に活用した学習活動の充実に努める。

(7) 生徒指導の充実

ーキャリア形成に向けた生徒指導の充実ー

- ① 児童生徒個々への対応の充実
 - ア 児童生徒間、児童生徒と教師間の共感的人間関係を築くとともに、**児童生徒理解**に努める。
 - イ 自他を認め、思いやり、協働し、自主性・自律性を含む**自己指導能力の育成**に努める。
 - ウ **対話と活動を重視し、ぶれず、見捨てず、関わりを持ち続けることを念頭に将来を見据えたり粘り強い段階的指導・支援**を行う。
 - エ **全職員共通理解のもと、校内指導体制を確立し、カウンセリングマインドを生かした生徒指導の充実**を図る。
- ② 学校全体としての取組の充実
 - ア 「チームとして学校」の視点から生徒指導部会等校内組織を基盤とした教職員の連携の充実に努める（小中連携を意識した生徒指導に努める）。
 - イ 日常的に報告・連絡・相談の情報連携・行動連携・役割連携に努める。
 - ウ 安全・安心な魅力ある学校、学級づくりに努める。
日常的に生徒指導の4つのポイントを生かした授業の充実に努める。**(①自己存在感の感受 ②共感的な人間関係の育成 ③自己決定の場の提供 ④安全・安心な風土の醸成)**
 - エ 定期的かつ状況に応じたアンケート調査や教育相談の実施等、いじめの未然防止や早期発見、早期解決に向けた取組の充実に努める（「学校いじめ防止基本方針」の実施及び評価と点検後の見直し）。
 - オ 児童生徒が自ら考え、主体的に判断し行動できる能力を育成する。
 - カ **各種相談員等の効果的活用・連携及び支援チームの結成、ケース会議の開催等、児童生徒の状況に応じた対応の充実に努める。**
- ③ 家庭・地域社会、関係機関・団体との連携強化
 - ア 保護者との信頼関係を築き、共通した課題意識を基盤とした指導・支援の充実に努める。
 - イ 町教育委員会及び社会教育関係団体等と連携し、児童生徒のよさを伸ばし、心の拠り所となるような「居場所づくり、活躍の場づくり」のための指導・支援体制の確立に努める。

(8) 特別支援教育の充実

－個々の教育的ニーズの把握と全校体制による教育的支援－

① 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

ア 特別支援教育コーディネーターを中心に校内特別支援委員会等の機能化を図り、学校教育全体を通して特別支援教育を推進する。

イ **児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善または克服するための適切な指導や支援を行い、自立や社会参加をするための基盤を培う。**

ウ 特別支援学級の弾力的運用として通常学級に在籍する児童生徒が、特別支援学級で支援が必要な場合は、校内委員会や保護者との相談等をもって対応できるよう校内条件整備に努める。

エ 児童生徒個々の発達段階を的確に把握し、授業や学校生活での目標、具体的な学習内容・方法等、きめ細かな指導ができるよう「個別の指導計画」を作成する。また、関係者（家庭、教育、医療、福祉等）による連携した教育的支援を行うために「個別の教育支援計画」を作成し、個別の支援体制の充実を図る。

※「個別の教育支援計画」作成する際は、市町村の個人情報保護条例に基づいて、適切な手続きを行う。

② 特別支援学級の教育課程の充実

ア 通常の学級においても、教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対して、合理的配慮の提供、適切な指導や支援を行う。

イ 特別な支援を必要とする児童生徒のつまづきや行動の背景を理解するとともに、温かい学級経営及び全ての児童生徒にとって分かりやすい授業づくりに努める。

③ 関係機関との連携

ア 関係機関との連携を図り、校内特別支援委員会の機能化等就学支援体制の充実に努める。

(9) 国際理解教育・外国語教育の推進

－国際社会に対応できるコミュニケーションを図る資質・能力の育成－

① 学校の教育活動全体を通じた国際理解教育の推進

ア 各教科等の目標や内容との関連を踏まえた全体計画を作成し、学校の教育活動全体を通じて国際理解教育に取り組む。

イ 地域の歴史や伝統文化、及び異文化に対する関心や理解を深め、異なる文化を持つ人々と協調して生きていく態度や思いやる心を育成する。

② 小学校における外国語活動と外国語科の充実

ア 学習指導要領や地域、学校の実態を踏まえた年間指導計画を基に、学級担任や外国語活動担当が行い、ALT を効果的に活用した TT 等、指導方法を工夫する。

③ 中学校の外国語（英語）教育の充実

ア 小学校外国語活動や外国語科の内容及び方法を理解するとともに、小学校との連携を図り、系統的な指導に生かす。

イ 「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4技能による実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けさせる。

(10) 人権教育・平和教育の充実

－生命の尊重や個人の尊厳及び平和を希求する心を育む－

① 学校の教育活動全体を通じた平和教育の充実

- ア 全職員の平和・人権教育に対する共通理解を図り、学校教育全体を通じて推進する。
- イ 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の目標や内容との関連を明確にしなが、各教科等の年間指導計画に位置づける。
- ウ 『慰霊の日』等に関する授業の充実を図るため平和教育月間や人権教育月間を位置づけ、平和教育及び人権教育を推進する。
- エ 本年度、戦後80年の節目を迎えることから「自他の生命の尊さや互いの考えを認め、意見を尊重できる教育」の充実など平和の尊さをより深く学ぶ取り組みを推進する。

② 人権教育の指導の工夫・改善

- ア 生徒や教職員の人権意識を高めるため、「人権を考える日」(月1回)の取り組みの充実を図る。
- イ 自他の人権を尊重する態度を培うため、家庭や地域、関係機関と連携し、ボランティア活動などの社会体験、高齢者等との交流などの体験活動の充実に努める。
- ウ 一人一人を大切にする教育を推進し、人権を尊重する心や共生の心を正しく身につけさせ、生命や人権を尊重する心を育む。

③ 平和教育の指導の工夫・改善

- ア 全教職員が平和教育及び人権教育の指導に関する研修の機会を持ち、共通理解を図る。
- イ 平和教育を充実させるため、学習指導要領の内容を踏まえ、児童生徒の発達の段階に応じた教材の開発や、平和学習ポータルサイトを活用した学習を行う。
- ウ 地域の人材を活用し、家庭や地域社会との連携を図り指導の充実に努める。

(11) 環境教育の充実

－地球環境の保全やより良い環境の創造に向けた主体的な活動の充実－

① 学校の教育活動全体を通じた環境教育及び海洋教育の充実

- ア 各教科、道徳科、特別活動の目標及び総合的な学習の時間のねらいとの関連を明確にし、教科横断的な視点で年間計画を作成する。
- イ 空瓶回収やビーチクリーン活動を通して、児童生徒が身近な環境問題について考える場を設定し、主体的に取り組めるよう推進する。

② 環境に関する指導内容や指導方法の工夫

- ア 各教科等における環境に係る内容との関連を図るとともに、身近な素材や題材を扱う体験的な学習や問題解決的な学習を重視する。
- イ 小学校の低・中学年においては、身近な環境の自然や文化に触れ、自然の美しさや大切さに気付かせるようにする。
- ウ 小学校の高学年や中学校においては、環境問題に関する具体的な事象を通して、様々な課題を地球的規模で考え、「今、私ができること」など自らの問題として捉えさせるようにする。

③ 家庭・地域社会との連携

- ア 地域の環境や環境問題等を把握し、児童生徒の発達段階に即した地域素材の教材化を図る。
- イ 地域で行われる自然探索やビーチクリーン活動、3R（レデュース・リユース・リサイクル）運動等への参加を促し、実生活との関連を重視した環境教育の充実に努める。

(12) 情報教育の充実

－情報活用能力の育成と情報モラル指導の充実－

① 学校教育活動全体を通じた情報教育の取組の充実

- ア 情報主任を中心として校内推進体制を構築し、ICT 機器活用の充実に努める。
- イ ICT 活用指導力の向上を図るため、情報教育に係る校内研修を充実させる。
- ウ 情報モラル教育については、情報教育の年間指導計画に位置づけ、児童生徒の発達段階に応じた指導計画を作成し、系統的、継続的に指導する。
- エ 学習指導要領に基づいた児童生徒の資質・能力の育成に向けて、ICT 環境を最大限活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導方法の工夫・改善の取組を充実させる。

② 各教科等の特質に応じた学習活動の計画的な実践(小学校)

- ア 各教科等の特質に応じて、児童生徒が1人1台端末を効果的に活用しながら、情報の収集・発信・共有等を行う学習活動を年間指導計画に位置付け、計画的に実施する。
- イ 児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を年間指導計画に位置付け、計画的に実施する。

(13) 学校安全・防災教育の推進

－児童生徒の危機回避能力の育成－

① 学校安全の推進に関する計画の策定

- ア 学校における安全教育と安全管理（安全点検表等による定期的・臨時的・日常的な安全点検の確実な実施）の徹底に努める。
- イ 安全教育と安全管理を円滑に進めるために組織活動の充実を図り、学校安全体制の構築に努める。
- ウ 保護者及び地域・関係機関等と連携し、学校安全教育の充実に努める。

② 防犯教育の充実

- ア 「危機管理マニュアル」を避難訓練や校内研修及び各教科等において効果的に活用し、防犯教育の充実に努める。
- イ 不審者侵入に対する避難訓練や防犯教室の取組を通して児童生徒の危機回避能力の育成に努める。

③ 防災教育の充実

- ア 学校保健安全法第29条に基づき、「危機管理マニュアル」を作成する。
- イ 「危機管理マニュアル」を効果的に活用し防災避難訓練や校内研修等を通して、防災教育の充実を図るとともに、児童生徒の危険回避能力の育成に努める。
- ウ 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じた的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるよう指導の充実に努める。

④ 交通安全の充実

- ア 小学生を対象に、交通安全教室（自転車教室も含む）や校内研修を通して、児童生徒の危機回避能力の育成と教職員の資質向上を図るとともに交通安全教育の充実に努める。

(14) 学校図書館教育の充実

－児童生徒の自発性・創造的な活動を育成するための学校図書館教育の充実－

- ① 学習の場としての図書館を整備し、課題学習、調べ学習、問題解決学習等に提供できるよう有効な情報や資料の収集に努める。
- ② 読書の場としての図書館の役割に相応し、環境を整え、蔵書の充実整備に努める。
- ③ 朝の読書活動、及び学級での読書活動を計画的・継続的に推進し、読書習慣を育成する。
- ④ 理解力や思考力、表現力の基盤となる読書の役割を共通確認し、読書活動を通して学力向上に資する。

(15) 食育の推進

－基本的生活習慣の確立と健全な食生活を実践することのできる能力の育成－

- ① 学校における食育推進体制の確立及び充実
 - ア 学校栄養職員を中心に、学校の食に関する指導の全体計画及び発達段階に応じた各学年毎の食に関する指導の年間計画等を作成する。
 - イ 児童生徒の発達段階に応じ、栄養や食事のとり方等について、正しい知識を習得させ、自ら判断し、実践していく力を身に付けさせるよう食に関する指導の工夫を図る。
 - ウ 学級担任等と学校栄養職員とのTT授業等により、学校給食を生きた教材として活用しつつ、給食の時間をはじめとする関連教科等における食に関する指導の充実を図る。
 - エ 学校給食等を活用した栄養指導等、個別の相談指導について、毎日朝食を食べる児童生徒の実態を把握し、食育の推進に努める。
 - オ 望ましい食習慣の形成のために、家庭と連携した食育の充実に努める。

(16) 開かれた学校づくりの推進

－地域に根ざし、地域に開かれた、みんなの学校づくりの推進－

- ① 校長の明確な経営方針の下に、一人一人の教師の専門性を生かし、組織的、一体的な教育活動の体制づくりに努める。
- ② 学校だより、学級通信等の発行、学校ホームページ等による積極的な情報提供に努める。
- ③ 学校公開日・授業参観等を定期的実施する。

(17) へき地教育の充実

－少人数の特性を生かした学習指導、合同・集合・交流学习の推進－

- ① 学習指導の改善を図り、学年間を見通して、効果的・段階的に指導できるようにする。
- ② 交流学习・合同学習等の学習形態や指導過程を工夫し、少人数指導の充実を図る。

(18) 子どもの貧困の対策の推進

－教育の機会均等を図るための子どもの貧困対策の推進－

- ① 学校教育による自己肯定感を育む支援と学力の保障
 - ア 全ての児童生徒の学力を保障し、社会的な自立に向けた指導が行われるよう、質の高い授業実践と、個々の児童生徒にきめ細かな指導を行う。
- ② 学校を窓口とした福祉関連機関との連携
 - ア 子どものライフステージに応じて、支援を必要とする子どもや子育て家庭につながり、適切な支援機関等へつなげるSSW（スクールソーシャルワーカー）、等の活用を図る。
 - イ 支援が必要な家庭・児童生徒を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、共有する支援体制の構築を図る。